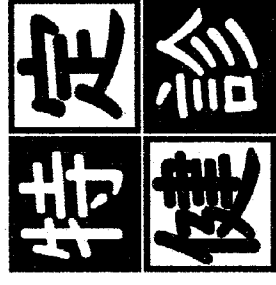


令和4年度 五泉市国民健康保険事業計画

1. 事業運営上の課題	1
2. 令和4年度の重点項目	1
3. 具体的な事業の実施	
(1) 健康づくり事業	2
(2) 医療費適正化事業	5
(3) 国保財政健全化事業	6
(4) 資格適正化事業	7
(5) 収納率向上対策推進事業	8



3. 具体的な事業の実施
国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持増進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 健康づくり事業

区分	実施内容	時期	担当課
特定健康診査・特定保健指導	<p>特定健康診査等実施計画（第3期）・データヘルス計画（第2期）の目標達成に向けて計画した事業を実施していく。</p> <p>①特定健康診査等の実施 ○健診日程 集団健診（前期） 30日間 延べ34会場 （後期） 8日間 延べ8会場 うち、土・日曜健診：7日間（6月：2日間、7月：2日間、10月：1日間、11月：2日間） 個別健診 市内：16医療機関 市外10施設 i 年度末年齢40～44歳、50～54歳の対象者は無料とする。 ii 広報紙や市ホームページ等を利用し、健診実施の周知を図る。 iii 公用車に健診マグネットを貼付し、PRを図る。 iv 「健康ポイントわくわくキャンペーン」を健康福祉課と連携して実施し、健診受診を促す。</p> <p>②未受診者への受診勧奨（平成25年度～） 特定健康診査未受診者等を対象に、秋の集団健診の前に受診勧奨ハガキを送付し、集団健診終了後は個別健診への受診勧奨を行う。</p> <p>③重症化予防受診勧奨及び保健指導訪問（平成29年度～） 慢性腎不全及び脳血管疾患を防ぐために、血圧や血糖、腎機能のハイリスク者に対し、受診勧奨・保健指導を実施する。</p>	<p>通年</p> <p>5月31日～7月9日 10月27日～11月8日 6月1日～3月31日</p> <p>10月～</p> <p>随時</p>	<p>市民課 地域振興課 健康福祉課</p> <p>市民課</p> <p>健康福祉課 市民課</p>

区分	実施内容	時期	担当課
<p>人間ドック・脳ドック ・がんドックに対する 助成</p> <p>医療費・健診結果分析 の活用</p> <p>健康な地域づくりの 推進</p>	<p>【参考】令和4年度特定健康診査・特定保健指導の実施率の目標値 特定健康診査・・・56.0%（見込対象者数 9,045人に対し5,065人） 特定保健指導・・・56.0%（見込対象者数 619人に対し 347人） ※ 目標値等は特定健康診査等実施計画（第3期）による。</p> <p>健康の維持と疾病の早期発見のため、健診費用を助成する。これについては、 広報ごせん（3月）に記事を掲載し周知を図る。 ○対象年齢 35歳～74歳 ○助成額 25,000円を上限として健診費用の4分の3</p> <p>また、健診結果から特定保健指導の対象者に対し、動機付け支援・積極的支援 を実施する。</p> <p>疾病別等医療費の分析及び特定健康診査・特定保健指導の実施状況等を活用し、 PDCAサイクルに沿った保健事業の実施を図り、健康増進計画及びデータヘルス 計画の評価に活用する。 また、医療費・健診結果分析を疾病の重症化予防などの保健指導に活用する。</p> <p>市内6地域で行われる健康な地域づくり活動を支援することにより、健康寿命の 延伸や生活習慣病の予防を推進し、医療費の削減を図る。 事業実施地域・・・川東地域健康推進委員会 橋田地域づくり推進協議会 巢本地域健康推進委員会 大蒲原地域健康推進委員会 五泉地域健康推進委員会 川内地域健康推進委員会</p>	<p>通年</p> <p>通年</p> <p>通年</p>	<p>市民課 地域振興課 健康福祉課</p> <p>市民課 健康福祉課 地域振興課</p> <p>健康福祉課 地域振興課</p>

区分	実施内容	時期	担当課
各種健(検)診の受診率の向上	<p>①健診希望調査書の配布、回収 ②健診日程表の全戸配布 ○各種健(検)診スケジュール</p> <p>I 集団健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民総合健診 ・特定健診、健康診査、肺がん検診、胃がんリスク検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、風しん抗体検査 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・乳がん検診、子宮頸がん検診 <p>II 個別健(検)診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん検診、乳がん検診 ・胃がんリスク検診 ・特定健診、健康診査 ・前立腺がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・歯周病検診 	<p>1月 3月</p> <p>5・6・7・10・11月</p> <p>11・12月</p> <p>5・6・7・11・12月 10・11・12月</p> <p>5/1～11/30 6/1～3/31 6/1～3/31 6/1～1/31 6/1～1/31 4/10～1/31</p>	健康福祉課
栄養改善推進事業	食生活改善による生活習慣病予防のため、健康教育時に栄養指導を実施する。	随時	健康福祉課

(2) 医療費適正化事業

区分	実施内容	時期	担当課
<p>医療費通知</p> <p>ジェネリック医薬品 差額通知</p> <p>レセプト点検</p> <p>重複受診者に対する 指導</p> <p>適正受診等の普及啓発</p>	<p>年1回、医療費通知を送付し、被保険者の医療費に対する認識を深める。</p> <p>年1回、ジェネリック医薬品差額通知を送付し、ジェネリック医薬品への理解を深めることで利用を促進し、医療費の削減につなげる。</p> <p>①国保連合会の作成リストによる資格点検。 ②国保資格異動届による資格過誤調整。 ③専門的知識を有する国保連合会に委託し、内容点検の実施。 ④再審査の効果額等を把握し、今後の点検に生かす。 令和4年度内容点検効果率目標値 0.02%</p> <p>毎月の縦覧点検時に該当者を抽出し、訪問等により適正な受診の指導を行う。 また、保健指導が必要な受診者については、地区担当保健師等と協力し指導する。</p> <p>①被保険者証の更新時等に啓発チラシの同封。 ②広報ごせんに掲載し、普及啓発を行う。</p>	<p>2月</p> <p>11月</p> <p>通年 通年 通年 随時</p> <p>通年</p> <p>7月 随時</p>	<p>市民課</p> <p>市民課</p> <p>市民課</p> <p>市民課 健康福祉課</p> <p>市民課</p>

(3) 国保財政健全化事業

区分	実施内容	時期	担当課
保険税の適正賦課 国保運営協議会事業 第三者行為求償事務	<p>①未申告者の把握、申告の勧奨により所得を適正に把握する。</p> <p>②転入者については、前住所地に所得状況を照会する。 (前住所地での未申告者については、簡易申告書により所得状況を把握する)</p> <p>③滞納者に対する納税相談時に未申告者に申告勧奨する。</p> <p>④過年度の遡及分を適正に賦課するため、所得を把握する。</p> <p>①国保運営協議会の開催。(定例開催は3回) ②新潟県国保連合会による通常総会並びに研修会に参加。</p> <p>①連合会のリスト、レセプト点検、消防署からの救急搬送者リストなどにより、 該当者の早期把握に努める。 ②該当者に対し被害届出の提出を求め、速やかに求償事務を行う。 ③各種研修等の活用。(連合会による研修会、第三者行為求償事務支援事業)</p>	7月 随時 通年 随時 随時 8・12・2月 7月 通年 通年 随時	税務課 市民課 市民課 市民課 市民課

(4) 資格適正化事業

区分	実施内容	時期	担当課
<p>国保資格の適正管理</p>	<p>①保険証発送時の文書や広報（5月号予定）などを活用し、喪失届の速やかな提出を促す。 ②納税相談時に資格を確認する。</p>	<p>7月 随時</p>	<p>市民課 地域振興課</p>
<p>適用の適正化</p>	<p>他の医療保険有資格者調査により、対象被保険者を抽出し、照会文書を送付して申請勧奨を実施する。（市内を地区分けし、3年で全地区について実施）</p>	<p>9月</p>	<p>市民課 地域振興課</p>
<p>退職被保険者への適用</p>	<p>①国保連合会からの年金受給者リストにより、退職者本人への職権適用を速やかに行う。 ②被扶養者については、収入要件、税要件、続柄要件の調査により、該当者を抽出し、職権適用を行う。</p>	<p>随時 随時</p>	<p>市民課</p>
<p>居所不明者の調査</p>	<p>保険証・納付書の発送時や納税相談時などに実態を把握し、「居所不明者に係る資格喪失確認の事務処理要領」に従い手続きを行う。</p>	<p>随時</p>	<p>市民課</p>
<p>国民年金資格喪失情報による届出勧奨</p>	<p>①国民年金資格喪失情報に基づき、年金担当から対象者へ届出勧奨文書を送付する。 ②勧奨文書を送付しても届出を行わない者に対し、資格喪失の場合は国保税が減額になる見込みである旨を示した文書を国保担当から送付する。必要に応じて訪問により、届出を受け付ける。</p>	<p>随時 随時</p>	<p>市民課 市民課 税務課</p>

(5) 収納率向上対策推進事業

区分	実施内容	時期	担当課												
新規滞納者の防止	<p>予算編成時の予定収納率を確保するため、次の区分毎の事業を実施する。</p> <p>令和4年度予定収納率（一般被保険者分）</p> <table border="1" data-bbox="347 1077 608 1664"> <tr> <td>医療給付費分</td> <td>95.96%</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td> <td>95.96%</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>94.17%</td> </tr> <tr> <td>医療給付費分</td> <td>15.89%</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td> <td>16.20%</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>15.24%</td> </tr> </table> <p>滞納状況を把握し、催告書の発送、納税相談により納税を促す。</p>	医療給付費分	95.96%	後期高齢者支援金分	95.96%	介護納付金分	94.17%	医療給付費分	15.89%	後期高齢者支援金分	16.20%	介護納付金分	15.24%	随時	税務課 地域振興課
医療給付費分	95.96%														
後期高齢者支援金分	95.96%														
介護納付金分	94.17%														
医療給付費分	15.89%														
後期高齢者支援金分	16.20%														
介護納付金分	15.24%														
滞納者の保険証更新について	<p>保険証更新時に、保険税の滞納による保険証の切り替えについて通知を送付し、生活状況の聴き取りなどを行う。</p> <p>納入状況などにより、「国民健康保険短期被保険者証・被保険者資格証明書交付等事務取扱要綱」に基づき、短期証等を交付する。</p> <p>対象者・・・基準日以降で12か月以上の滞納（現年度、過年度問わず）がある世帯で、納入状況・折衝状況等から生活状況の把握が必要な世帯。</p>	6・12月	市民課 地域振興課 税務課												
滞納者対策	<p>滞納者の実態の早期把握に努め、適切な対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期、高額滞納者の財産調査を行い、差押え等強制処分、執行停止・不納欠損処分を実施する。 ・県の徴収機構と連携した滞納整理を実施する。 ・差押え物件のインターネット公売を実施する。 	随時	税務課 地域振興課												
夜間納税窓口の開設	<p>①日中納税が困難な人を対象として、1月を除く毎月1回、（午後5時15分～8時）開設する。なお、開設に当たっては広報で開設日を周知する。</p> <p>②年末夜間納税窓口の開設と広報で開設日の周知。</p>	毎月（1月を除く） 12月	税務課 地域振興課												

区分	実施内容	時期	担当課
口座振替の推進	<p>①納付書による納税世帯に対し、納税通知書発送時(本算定)に口座振替依頼書と 勸奨チラシを同封する。</p> <p>②国保新規加入者に対し、届出時に口座振替を勧奨する。</p>	<p>7月</p> <p>随時</p>	<p>市民課 税務課 地域振興課</p> <p>市民課 地域振興課</p>